

「大分市消費生活推進プラン」に対し意見表明

～学校教育の場において、より一層の消費者教育の充実を提言～

一般社団法人日本損害保険協会大分損保会(会長：甲斐 友邦 東京海上日動火災保険株式会社 大分支店長)では、2025年1月17日付で公表された「大分市消費生活推進プラン」の意見募集に対し、2月17日付で意見表明を行いました。

当該プランは、現行の推進プラン(2020年度～2024年度)が最終年度を迎えることから、近年の社会情勢や、これまでの進捗状況などを踏まえ必要な見直しを行い、市民が正しい知識に基づいた消費行動を取り、健全な消費生活を送ることができる地域社会の実現を目指して策定されたものであり、大分損保会では、その様々な方針および施策等に対して、次のとおり意見を表明しています。

P.3 <第2章> 消費者を取り巻く現状と課題 1 社会情勢の変化

「民法の改正により成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、知識や経験の少ない若年者の消費者トラブルの増加も懸念されています。」との問題認識、および「消費者トラブルの多様化・複雑化が進み、子どもから高齢者まであらゆる世代が消費者トラブルに巻き込まれる恐れがある中で、消費者は、一定程度のデジタル技術を使いこなすための知識や能力(デジタルリテラシー)や経済的に自立し、より良い生活を送るために必要なお金に関する知識や判断力(金融リテラシー)の習得、食の安全・安心など、幅広い分野で正しい知識と的確な判断力を身に付けることがこれまで以上に必要となっています。」との社会情勢認識に賛同いたします。

P.8 2 施策の方向 施策1 消費者教育の充実

「民法の改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、保護者の同意がなくても自分の意思で契約できることから、若年者に対する消費者教育が重要となっています。消費者トラブルを避け、確かな生活を実現できるよう、金融や経済に関する知識や判断力いわゆる金融リテラシーを育む「金融経済教育」が求められています。幼児期から高齢期までのライフステージに応じて、地域・学校・家庭など様々な場で消費生活に関する知識を身につけ、主体的に行動できるようにするための消費者教育の一層の充実を図る」との施策の方針に賛同いたします。

P9 2 施策の方向 取組1 消費生活教室の開催

「これまで実施した講座内容などを検証するとともに、デジタルリテラシーや金融リテラシー、エンカル消費などもテーマに加え、より生活に身近な講座となるよう取り組みます。」とのより市民に関心度の高い講座に見直す取組につき賛同いたします。

P.9 2 施策の方向 取組2 小中高校生の消費生活教育講座の開催

「できるだけ早い時期に正しい消費行動に対する知識と判断力を習得させることが必要不可欠であり、教育委員会等の関係機関と連携するなかで、小中高校生及び教員を対象にした消費生活教育講座を開催し、広く消費者教育が浸透するよう取り組みます。」との取組に賛同いたします。なお、「できるだけ早い時期に正しい消費行動に対する知識と判断力を習得」とありますが、小学生や中学生においては、保護者の同意のない契約については未成年者取消が可能である一方、高校生は、卒業までには全員の方が成人になっていることから、全員が正しい知識と判断力が付けられるように学校教育の場で、そのような機会を設けることが重要ではないかと思慮いたします。

P13 施策7 事業者の適正な事業活動の促進 取組18 取引の適正化

大分市消費生活条例第19条(助言及びあっせん)に基づき消費者苦情に対して積極的な助言を行うとともに、積極的な解決のあっせんを図ることは重要と考えますが、残念なことながら意図的に消費者利益を侵害する悪質な業者もあり、「特に悪質と認められる事業者については、国、県などの関係機関へ必要な措置を講ずるよう要請します。」との取組みに賛同します。

なお、当該取組みを形骸化しないためにも、必要な措置を講じた件数等は毎年公表することもご検討いただきたい。また、消費者の被害の発生及び拡大を防止するためには、速やかな悪徳業者の情報公開が必要であると考えますが、現行条例化では市独自には権限規定がなく、「大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」第24条に基づく対応とならざるを得ないため、市独自の対応を検討いただきたい。